

第2回議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会会議録

日時：平成16年1月29日（木）

午後3時05分

会場：上越市厚生南会館大会議室

区分	市町村名	役職名	氏名	
規約第8条 第1項第2号の委員 (構成市町村の議会の議長及び構成市町村の議会が当該構成市町村の議会の議員のうちから選出する者)	上越市	上越市議会議長	石平春彦	
	安塚町	安塚町議会議長	日下部進	
	浦川原村	浦川原村議会議長	坪野要治	
	大島村	大島村議会議長	小出俊雄	
	牧村	牧村議会議長	武田正一	
	柿崎町	柿崎町市町村合併に関する調査特別委員会委員長	小関信夫	
	大潟町	大潟町議会議員	俵木達	
	頸城村	頸城村議会議長	渡邊威	
	吉川町	吉川町議会議長	八木一郎	
	中郷村	中郷村議会議長	山崎新一	
	板倉町	板倉町議会議長	見海健太郎	
	清里村	清里村議会議長	奥田堅太郎	
	三和村	三和村議会議長	服部誠治郎	
	名立町	名立町議会議会運営委員会委員長	畑虎夫	
規約第8条 第1項第3号の委員 (学識経験者その他の者で構成市町村の長が協議により必要と認めるもの)	上越市	上越商工会議所会頭	田中弘邦	
	安塚町	安塚町区長代表	丸山辰五郎	
	浦川原村	浦川原村総合計画審議会会長	村松研	
	大島村	大島村区長代表	岩野修二	
	牧村	牧村住民会議準備会委員	飯田一郎	
	柿崎町	柿崎町商工会副会長	八木康博	
	大潟町	大潟町商工会長	西田行男	
	頸城村	頸城村商工会副会長	上野學	
	吉川町	吉川町商工会長	荻谷賢一	
	中郷村	中郷村合併検討委員会会長	山崎勇	
	板倉町	板倉町合併推進委員会会長	宮腰英武	
	清里村	清里村合併推進委員会会長	福保巧成	
	三和村	三和村合併推進協議会副会長	武田美紀	
	名立町	名立町市町村合併審議会委員長	塚田一三	欠席
共通	新潟県総合政策部市町村合併支援課長	中澤清	欠席	

議 題

1 審議

(1) 採用する特例措置について

(2) 特例措置の期間について

2 その他

午後3時05分 開会

○宮腰英武委員長 ごくろうさんでございます。ただいまから第2回の議会の議員の定数及び任期の取扱いに関する小委員会を開催いたします。

審議に入る前に、事務局から連絡事項がありましたらお願いしたいと思います。お願いします。

○高橋克尚事務局長 本日は、Aグループの小委員会の後に、この後Bグループの小委員会を予定しております。先ほども申し上げましたとおりでございますが、申しわけございませんが、今回のこのグループの小委員会につきましては4時25分を一つの目途といたしましてご審議を進めていただきたいというふうに思っております。また、会議録を作成する都合もございますので、発言は皆さんマイク届けますので、マイクを通じた形でご発言いただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、お聞きのとおり4時25分までということでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。本日は、委員が29名のうち27名のご出席でありましたので、小委員会の規程第6条第2項の規定により、会議は成立しております。

それでは次、今回の会議録署名委員は上越地域合併協議会小委員会規程第10条の規定において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により、浦川原村の坪野委員、大島村の小出委員にそれぞれ指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○

1 審議 (1) 採用する特例措置について
(2) 特例措置の期間について

○宮腰英武委員長 それでは、まず前回の小委員会の確認でございますけれども、特例措置の採否につきましては全員一致で特例措置をとると、こういうふうに合意されたわけでございます。それで、今回はただいま事務局からもご連絡ありましたが、終了時間が限られておりますので、そういう審議の中でどういうふうな審議をしていったらいいかということにつきましてお諮りしたいと、こんなふうに思っています。まず、採用する特例措置について、これにつきまして皆様方のご意見を伺って、その後に集約を図り、その上時間があれば次の(2)、特例措置の期間、これについて審議を行いたい、こんなふうに思っているわけでございますが、審議途中で4時25分という時間が限られておりますので、その時間が参りましたら一応審議を終了させていただいて、引き続いて次回審議を行いたいと、こんなふうに考えておりますが、このような審議の日程でよろしゅうございますかどうかご意見を賜りたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、一つずつ審議させていただきたいと、こんなふうに思います。

それで、まずこれ大潟町さんから資料を事前にお配りしたいということでございますので、お配りさせてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 それじゃ、お願いします。

それでは、採用する特例措置につきまして審議を行うわけでございます。この前お渡しいたしました資料をひとつごらんいただきたいと思っております。前回の資料の資料2でございますが、その1ページのところにございます。それをひとつご参考にいただきたいと思っておりますが、準備会からの申し送り事項といたしまして、議員の任期及び定数は特例措置を採用することとする、これは前回決めさせていただいたわけでございます。なお、準備会から次のなお書き、議員の任期及び定数は特例措置を採用することについて定数特例または在任特例のいずれを選択するかは法定協議会において決定することとしたが、準備会ではグループ協議において定数特例を採用すべきとの意見が多かったということをお知らせすると、こういうことになっております。それで、採用する特例措置につきまして委員の皆様

方からご意見を承りたいと、こんなふうに思います。ご意見ありましたらお願いします。

どうぞ、八木委員さん、お願いします。

○八木一郎委員 吉川の八木ですが、実は特例でありますけども、板倉、大潟、柿崎、吉川、これ4町、それから中郷、清里、三和、頸城と、これを代弁して申し上げますが、定数につきましては定数特例を採用するということで確認をいたしておりますので、この4町4村を代表いたしまして、特例につきましては定数特例を採用いただきたいというふうをお願いを申し上げます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。異議ありませんですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 異議なしというお声がございまして、ただいま八木委員からもお話ございましたし、ほかに異議がないというお話でございまして、採用する特例措置につきましては定数特例を採用することでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、そのように決定させていただきます。採用する特例措置については、定数特例を採用することといたします。

それでは、次の段階に入りますが、今ほど合意されました定数特例の措置の期間でございまして、それにつきましてこれから全員の皆さんからご意見をいただいてまとめてまいりたいと、こんなふうに思っているわけでございます。それで、前回もご説明いただきましたが、今資料ナンバーツのところにありますが、定数特例の場合、そこに定数は48名ということになっております。それから、任期につきましては20年4月28日、上越市議会議員の残任期間、さらにその下に編入先の上越市の合併後最初に行われる一般選挙まで定数の増員を行うことができるということでございます。このことにつきまして皆さんから忌憚のないご意見をいただいて、そしてこの委員会としての意見のまとめをさせていただきたい、こんなふうに思っておりますが、そのように進めさせてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 別に異議がないようでございますので、お一人ずつこのことについてご意見を賜りたいと、こんなふうに思いますが、どちらからでもいいんですけど、石平委員さんから、こちらからずっと意見を言っていたでしょうか。

〔「説明ないですが」と呼ぶ者あり〕

○宮腰英武委員長 今お配りいただきました大潟町さんにこれについて説明していただいているかどうかというようなご意見ありますが、まずこれ説明させていただきますか。何か、丸山さん、意見聞いて、そのときにまたやっていただきますか。

○丸山辰五郎委員 私もここへ来て説明するというところで……

○宮腰英武委員長 そうですか。それでよろしいですね。わかりました。

それでは、いろいろと意見もございまして、(2)につきましてひとつこちらさんからやってもらいますか。

じゃ、お願いします。

○畑夫委員 座ったまんまで意見を述べたいと思います。名立町の畑といいます。よろしく申し上げます。合併記載案件では、特例の期間は上越市議会、48名の定数はいいといたしまして、上越市の議会の議員の残任期間とするというふうにあるんですが、その以前の会議のときにはやはり3年3カ月なんですけども、今回こういうふうに13町村が一緒になることになるという、相当のやはりそれぞれのまちの方々も心配します。やはりそれは今自分たちのまちから議員が果たして出せるんだらうかと、こういったようなこともありますし、それから名立町で皆さんに上越市との合併を選択する中においては、そういうものは大丈夫かというようなお話もありました。そういう中でおおむね打合せ

というか、準備会の中では3年3カ月、その後もう一回はやって、プラス7年3カ月ぐらいですか、その期間ぐらいは議員が出せるだろうと。そういう中で一つのスタートを切ったらいいんでないかというようなことから、私らもこの合併に賛成するものであるというような説明もしてまいりましたんで、端的に言いますが、1回3年3カ月、その後もう一回はやはり特例を採用すべきだというふうに私どもは考えております。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、武田委員さん、お願いします。

○服部誠治郎委員 武田委員さん同じ三和でございますので、私三和を代表しまして申し上げます。今ほど名立の方からお話があったように、私ら三和村におきましても特別委員会、あるいは合併推進協議会の中で意見統一をしております。と申し上げますのは、先ほどお話がございましたように3年3カ月の上越市の残任期間だけではという心配が大変にございます。ご案内のとおり14市町村が合併するわけですから、かなりの格差があるだろうと、こんなふうに今思っているところでございます。したがって、格差是正は10年ではできるかどうかわかりませんが、特例措置の期間内でするだけ是正をしていくということから考えまして、私は三和では今おっしゃられましたように3年3カ月でなくて、7年3カ月ということに意見統一をしております。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、清里さん、お願いします。

○福保巧成委員 清里の福保でございます。清里村といたしましては、上越市の残任期間及びその後に行われます一般選挙の4年間、そこまでひとつ一緒にやらせていただきたいと、こう思っております。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

ちょっとあれですけども、全員からご意見いただくわけでございますが、いろいろとその根拠となること等につきましてもお話しただければ、こういう理由でこのことを主張しているんだと、このことお願いしているんだというようなことをつけ加えていただければ大変ありがたいです。今もございましたけれども、そんなことをひとつお願いしたいと、こんなふうに思います。

じゃ、板倉さん、お願いします。

○見海健太郎委員 板倉です。清里と同じような形で私たちも検討委員会、町並びに議会で話し合いをされております。その中で先ほどのお話のように3年3カ月でということになると、議員の定数との中で、住民に説明するのは非常にできない問題でもあり、やはり3年ですべてが終了できるかという問題も出てきたわけでございますので、それではだめなので、あと4年、7年強という形でやっていったらどうかという声が多数でございまして、そういう形を私たちはとらせていただきました。いろんなことにつきましても先ほどもお話しのような形をとっているわけでございますので、要するに7年強でやっていくということで決まっておりますので、何分よろしくお話ししたいと思います。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、中郷さん、お願いします。

○山崎勇委員 中郷村の山崎です。私中郷村の合併検討委員会に入っている者ですが、一応住民代表というふうなことで住民の皆さんの意見その辺を尊重していきながら今回の合併に向けて検討してまいりました。ということで、今回議員の任期をどうするかということでいろいろ話し合ってきたんですが、今までいた議員が合併と同時に1名になってしまうということで、やはり住民が一番心配するのは果たしてそういう村とか住民の意見がうまく上がっていくとか、その辺が素人考えながら出ているわけです。そういうことで3年3カ月の後、もう一期4年というのを住民に説明して、そして安心を持ってもらったという経緯がございます。そういうことで私ら住民としましては、何とか軌道にうまく乗るまでは特例の期間いっぱいやっていただきたいという思いでございます。

以上です。

○山崎新一委員 私中郷の山崎であります、今ほど中郷の山崎さん、同じ姓なんです、話ありましたが、私ども中郷村におきまして特別委員会でこの問題について十分議論を重ねてまいりました。その結果、合併が生じたために議員がなくなるということは、非常に地域の住民にとっては将来的に不安があるということが基本的なことになります。したがって、特例法では6条の2、5項に設けられた増員選挙並びにそういった制度が設けられているということもあるわけでありますので、ぜひとも上越市の残任期間プラス4年間で、ぜひとも7年プラス若干を含めて地域に置いた選挙区を設けて増員選挙を実施してほしいというのが願いであります。当然これから議論されていく地域協議会、あるいは自治組織等が出てくるんですが、今のところはきちっとした確立していくわけではないものでありまして、議員定数の方が先行している関係で、ぜひともこういったことで7年3カ月をお願いしていきたいと、こういうことで意思統一を図っております。

以上であります。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、吉川町さん、お願いします。

○八木一郎委員 うちの議会では、二つに分けて議論をされています。正しく言いますと、合併後行われる増員選挙については、この前準備会で申し合わせたとおり18名、30名プラス18名ですから、計48名で準備、増員選挙については対応していただきたいというのがまず第1点です。その後に来る、厳密に言いますと20年4月の28日からですか、それから24年の4月の27日の一般選挙につきましては、今それぞれ述べられておりますように非常に範囲が大きくなるということで、今まで16名いた議員がそれぞれ住民の意見を自治体ごとに代弁をしたわけでありますけども、今度は議員定数が1名になりました。そういうことになると、住民の中にもいわゆる非常に不安が残るのではないのかということと、合併した後においてすぐ住民の要望にこたえられるような自治組織というものが立ち上げられるかどうかという点を考えてまいりますと、そういう点からして一般選挙においても選挙区を設けて、もう4年間今までの小選挙区で対応してほしいということが吉川の議論であります。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、頸城村さん、お願いします。

○渡邊威委員 頸城の渡邊です。基本的には、今ほどお話ありました吉川の八木議長と全く同じであります。今まで頸城は今1万人であります、どんなここにおられるメンバーの方々の町村におきましても、今まで小さいとはいいいながら自己完結でやってきたわけであります。頸城、今現在議員が18名であります、増員選挙になりますと2名ということになります。そういったことを考えますと、住民の皆さん方のいろいろの心配、取り越し苦労かも知れませんが、議員が少なくなるということに對しましては非常に今不安感を持っているわけであります。そういったことをいろいろ考え合わせまして、頸城の議会といたしましても先ほどの話のように定数特例を採用されることに決まったわけでありまして、ぜひその期間は7年3カ月にしてほしいという意見の一致を見ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、大潟町さん、お願いします。

○依木達委員 大潟町の依木でございます。先ほども大潟町で時間を費やしましたが、若干ここでもそうなるかと思ひますが、よろしくお願ひいたします。私たち大潟町の特別委員会等で慎重に論議いたしました結果、増員選挙の1回目につきましては3年3カ月、上越市の任期に従って1回は受ける。しかし、2度目、その後につきましてはブロック制でやった方がいいと。いろいろ今までの皆様方のご意見の中に、議員が少なくなつて困るんじゃないかというご意見もございました。私たちもそのようなことを思つてのブロック制という提案でございます。ここに理由が書いてありますが、大合

併は周辺地域が寂れ、住民の声が届かなくなるおそれが大きい。議員が地域ごとにバランスのとれた選出された公平で均衡ある議会運営が必要であると。もう一つとしまして、14 市の広大合併は地域間の違いが大きい旧町村の枠を超えて共通する環境のエリア、中ブロックのまちづくりが大切になると。中選挙区制は、議員の選出範囲が合併前より大きく広がり、住民の選択権が広がる。議員候補者はいきなり大面積、なじみの薄いところまでの運動は不自然であり、一定の範囲でより広がった選挙区で運動し、洗礼を受けることが最も自然で効果的と言える。なお、増員小選挙区は最大 2.5 倍の一票の格差が生ずる。7 年は少し長い。合併して一体性あるまちづくりを目指すには、いつまでも人口バランスの大きな差を残すべきではないと。10 人増で 4 年間の議員報酬では 3 億 3,000 万円の負担増となる。財政状況から合併効果でコスト削減に取り組むべきだと、この 6 点の理由をもって中ブロック制を提案するものでございます。皆様の中にはいろいろのご意見がございますが、大潟町といたしましてはこのような意見をもってひとつ皆様にご理解を得たいと。先般の会議におきましては、事務局ではこれは特例の外であるから、問題にならない問題だと、このように指摘もされておりますが、これらにつきましては自治基本条例の中等に織り込んで、ひとつ今後この対策していただきたいと、このように願って提案したものでございます。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、柿崎町さん、お願いします。

○小関信夫委員 済みません、じゃ柿崎 2 人いますので、代表して発言をさせていただきます。まず、さっきの資料の 2 に、私も最初のときに発言したんですけれども、上越市議会議員の残任期間、これについて私準備会のときにはこんな確認ないと私は思っているんですけども、そこら辺私は先回削除した方がいいんじゃないかというふうに発言したんですけれども、ここら辺については私はいかなものかというふうに思います。そして、理由をつけてというのは、ここに賛成と反対の意見がありますように、反対の方にはうちの町も入っていますので、ほぼこのようなことに私は尽きると思うし、あといろいろな点については皆さんが述べていただいたので、そのとおりであるというふうに思います。そして、一番心配するのは、例えば法定協議会でこれからいろいろの事項について確認されていかれますけども、そのことが先ほどもだれかも発言がありましたように、じゃ具体的に先ほど周辺地域の云々の問題ありましたけれども、その点について、じゃだれが保障するのかと。新しい議会になれば、ほとんど 3 年でもって終わったなんていえば、各地域から出る議員が 38 の中で果たしてどれだけ今まで住んでいる自分たちの地域のことを考えて発言できるかどうか、私は甚だ不安であります。そういった意味では、全国一の町村の数、もろもろの問題、財政問題等、決してこの 14 市町村だけではありませんので、その中で共通事業の問題についてもこれから相当けんけんがくがくの論議があるでしょうし、804 億という数字も出てきましたし、そういうことをもろもろ考えると、やはり周辺地域のことを頭の中に残ってしまいますので、やはり最低でも 7 年 3 カ月をすべきだというふうに私は主張します。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続いて、牧村さん、お願いします。

○武田正一委員 牧村の武田といいます。我々も一番この上越地域の中では中山間地、非常に山合いに住んでいるわけでございます。その中でいち早く我々は合併は上越市としたいということを声を上げてきました。その中でいろいろずっとやってきて、この場で最近会議で言われなくなったのは、編入なんだけれども、対等でいきたいという言葉がしょっちゅう会長自身も使っているところを常日ごろ私は思い出すんですが、やはりそういうのも含め、先ほど柿崎さんからお話ししましたように全国一の面積を誇るこの上越市の 14 市町村の合併やるとなると、3 年 3 カ月で我々の地域を今ほどお話ししましたようにだれが面倒見てくれるの。我々は、合併をするからには最低でも特例措置を最高限度に使っていただいて、その間に今度は 38 名になったのであれば、そのような方向の中でもってやはり

願ひする分野もその中で見つけていかなきゃならない。そうでなかったら、常日ごろ言われる中心地だけが明るくなって山合いは取り残される、それが一番の合併のときの心配の種でございますので、何としましても7年3カ月の特例措置がありますので、最大限生かしていただきたいと思ひます。我々の議会は全員でこれは頼んでこいと言われていまして、村の合併住民会議準備会でも全員の方から最高に使うようお願いをしてこいというふうに申されておりますので、そのように取扱っていただきたいと思ひます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、大島村さん、願ひします。

○小出俊雄委員 大島村の小出と申します。皆さんご存じのように、この合併の中で一番外れになります。東部へ行きますと松代、松之山は十日町圏内に入りますし、我々は一番この上越圏内の外れ、その中でまた人口が一番少ない非常に小さい村でございます。その中で、今ほど牧村の議長さん言われたように、我々も合併について議員がなくなるということは非常に心配している村民の声であります。また、我々議会、あるいは村の特別委員会、合併特別委員会というのはあるわけですけど、その中では法律の許す限り7年3カ月をこの期間にさせていただきたいということですので決定させていただきました。これを覆しますと、私大島村へ帰れなくなりますので、何分ともひとつよろしく願ひいたします。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

引き続きまして、浦川原村さん、願ひします。

○坪野要治委員 浦川原議会の坪野です。私のところも特別委員会を立ち上げて、検討しているところであります。もちろん議員というのは、地域のエゴではよろしくないということが時代の推移でもありますけれども、合併に関しては住民の方々が非常に心配を持っておられるということは地域と申しますか、地域と言うのはよろしくないかもしれませんが、浦川原村を代弁する人たちが必要であるということでありまして、いわゆる住民の方々は合併に関して非常に不安があるということでもありますから、やはり2回、7年強の特例措置いっぱいを使っていただいて、地域の代弁もある程度していきたいと思ひていますし、もちろん地域性だけ強調するわけじゃありませんけれども、弱い人たちの立場に立って発言をしたいというふうに思ひています。そして、旧市町村においても当然合併後は長期計画その他もあるわけですから、この辺の発言もしていきたいというふうに思ひております。いずれにしても、ご理解いただいて、7年強の特例措置をお願いをしたいというふうに思ひています。

以上です。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

続きまして、安塚町さん、願ひします。

○日下部進委員 安塚町の日下部でございます。安塚町も7年強を望んでおります。町内のいろいろな会議で打ち合わせをして、私たちここへ来るにも意見統一を図ってきたところであります。まず、理由といたしましては、特例法でそこまで認められているではないかというのもございますし、事務事業の中にも5年をかけて上越市に合わせるというような事業も幾つか出てまいっております。それを3年3カ月というのはいかかなものかというの理由の一つでもあります。そしてまた、長くすると、経費の負担増であるという合併メリットが少ないではないかと、逆行するではないかというような意見も出てくると言われていると承知しておるところであります。やはり金にかえがたい住民の安心が優先されるべきであろうと、このように思ひております。

以上であります。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。それでは最後に、上越市さん、願ひします。

○田中弘邦委員 上越市の場合、私は議長がいらっしゃいますからでございますけれども、問題は今お聞きいたしますと、定数特例の結局問題は議員の3年強にするか、7年強にするかという一つの期間の問題が大きな問題になっているわけでありまして、上越市の場合には非常に微妙なわけございませ

て、方向としては3年3カ月ですか、3年強で、一応定数特例の期間というものを3年強で決めて、そしてできるだけ早く正常な形に持っていった方がいいんじゃないかということになるわけでありまして、ただその際に選挙の方法論も今大潟町の方から話が出ておりますし、こちら辺も問題になるところではないかと思うわけでありまして、一応基本的な考え方としては3年強で何とかこれはできるだけ早く合併した形の全体の正常な形に持っていきたいというのが一つの考え方でありまして、そうならばできるだけ早く合併した全体がなじんで、そして全体の中で代表者を選出していくと、こういう形が一番望ましい形だというふうには考えているわけでありまして、7年が要するにいろいろ問題をたくさん抱えているわけですから、7年という期間を設ければそういう関係がよくなるんだという考え方もあるんですが、しかし7年でもこれはうまくいくかどうか分からないということもありますので、なるべくこういうものをどこで決断をするかというのが大きな焦点になってくるのかなという感じでございますし、いろいろの3年、7年の言い分があるわけでありまして、上越市の場合には基本的には3年強の形で持っていけないものかという考え方であるということでありまして、これは皆さん方ももちろんいろんな意見を調整して最終的に決めなきゃならんことでありまして、一応基本的な考え方としてはそういう考え方を申し上げておきたいと、こう思うわけでございます。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

○石平春彦委員 議会の立場から申し上げたいと思っておりますが、私どもは市議会の中でこの問題についても集中的に論議をしましてまいりました。その結果が上越市という形の中の結論、方向性でございます。議会の中で大きくは2回特例措置を取るということは市民に受け入れられない、いわば市民の代弁をする議会の議員の総意でそのような形の結論になったわけでございます。つまり、上越市民の理解がそういう形では得られない。そして、基本的にこの合併を何のために行うのかと、こういう考え方がございます。それは、形式的にと言いますか、いわば手段的なことからいけば確かに行財政の強化という、確立ですか、したがって議員を減らすことによってコストダウンができるということも一つの中身ではございます。しかし、私どもは基本的に何をこの合併で目指さなくてはならないかという観点に立ったときに住民の自治を拡充するんだと、住民の自治を拡充してそしてそれはまた裏腹な部分もありますが、各地域地域によって都市、地域の中の分権というものを推進をしていこうと、そういうことが必要であると、今の合併はこういう理念に基づいてやる必要があるんだと、こういうことでございます。

そういうことから考えますと、議員を選ぶというものは一体どういうものなのか。上越市の整理の中では議員は住民の全体の代表であると、こういう形で書かれておりまして、それはそのとおりであります。つまり、住民一人一人の自治というものを新しいエリアを拡大した地域において行使をしていく、行使ができる、こういうものを目指すことが必要なのだ。それは現在の上越市民にとってもそうですし、13の町村の皆さん方、住民お一人お一人にとってもそのことが言える。そしてそういう理念にどうやって具体的な合併の経過の中で近づけていくのかということを考えてときにやはりできるだけ変則的なものは短期間に終らせて、そして本来住民一人一人がそのエリアの中で十分に権利を行使したり責任を持てるようなそういう形にしていく必要がある。こういうことを私どもは基本的な考え方として持っているわけでございます。そして、1票の格差というような計算をしますとそういう部分もあります。要は、そういう理想的なものをどう具体的な形でシステム化していくかということを考えてときに、皆さん方は現在の皆さん方の地域のエリアの中でこれからどうなんだということのご不安もあろうかと思っておりますけど、上越市13万5千の中で実は上越市という単一の薄っぺらといいますが、顔があるわけではございませんで、ここにもやはり旧町村というものがございまして。そして地区もそれがいわゆる何々地区という形になっているわけでありまして、そういう今の上越市の中の地域地域ということを考えてときに皆さん方といわば感情的な面で、同じような意識をもっている、現状においてそういうふうには色々考えておられる方がたくさんいらっしゃいます。しかし、それはそ

の中で上越市の中のいろんなシステムの中で地域の考え方をどう反映をさせていくかということで一生懸命努力をしているというのが実態でございます。

そういう中で対等というお話もございましたが、これは単に現在ある枠組みの中での自治体間の対等の問題なんだろうかと。私はむしろそこに住む人々の一人一人がどう大切にされていくのかという観点から、むしろ、対等ということを考えるべきではないか。つまり、今あるものをどうするか、どう守るかということよりも、合併を契機にしてこの大上越市をどのようにもっていくのかという未来志向を持って、いわばできるだけ一体感を持って、しかもそれぞれ個々の住民がみずからがこの地域の中で幸せ感を持てるような、そういう権利や責任を持つということを具体的にこの合併によって作り出していく、これが新しい価値の創造だと思うんです。そういう前向き、未来志向の中でどれだけ新しい上越市が一体感をできるだけ早い状況の中で作り出しながら理想に燃えて前へ進んでいくか。このために私は議員が当然、全住民の代表でありますから、その形の中で代表を選んでいく。あるいはまた、どの町村の住民であろうと自分は上越市全体の代表として尽くしたいといったときに、その方が手を挙げられるようなそういう状況を一刻も早く作り出していくことが私は必要だと、そのように思うわけでございます。

若干細かい話になりますが、上越市内の状況もお知らせをいたしますと、例えば中心地が栄えるとか、中心地から議員が出て周辺がだめになるということではございません。事実関係としてそういうことではございません。例えば 370 戸くらいの、人口でいいますと千五、六百くらいの旧村ですね。今、地区といいますけど、そこで 2 人の議員が出るという実績もあるわけなんです。そして、市街地ではむしろ価値観が多様化をして、そしてコミュニティの形が崩れまして、それぞれがでんでんバラバラになっているという状況の中で非常に議員が出にくいという現状も実はあるわけでございます。これは今の上越市の中で。ですから、前提として周辺とか村部は議員が出せないんだということ自体が、私は現実認識が違うのではないかと。現在の上越市の中でも非常に難しいといえば難しいんです。そういうことをひとつ前提として、いかにも周辺だけが議員が出せなくなるんだというような考え方というのはちょっと事実関係としては違うのではないかとということも私は申し上げておきたいというふうに思っております。

そして、20 万人程度の基礎的な自治体、国会とか国レベルとか県レベルの問題ではございません。まさに基礎的な自治体、20 万人程度この程度の基礎的な自治体の中で選挙区を設けるといって果たしていいのかどうか。それはしかも一般論でこれからいくという話ではないわけですから、じゃその 4 年間だけそういうことをやるということの意味が何なのか。これは選挙区だけでなくて特例をとるといって意味でもそうですけど、私はそういうことが果たして市民に、全体の住民の中に納得のいく理由づけになっていくのかどうか。これから将来、ある程度時間が経ったときに我々合併のときの当時の合併をやろうと頑張った人たちはよくやってくれたというふうに言われるのか、まあ、何をやったんだいねという形になるのか。私は将来に禍根を残すようなことではなくて、むしろ何回も申し上げますが未来志向で逆に一体感をもって何かをなし遂げていくというような前進する方向性というものをぜひ持つべきではないのかなというふうに思っております。若干長くなりましたですがそういうことでありますので、今上越市議会としてはいずれにいたしましても 1 回の増員の選挙で特例は終りにしたいという考え方でございます。ぜひともご理解をいただきたいと、このように思っているところでございます。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 どうもありがとうございました。

それでは、一応定数特例の措置の期間につきまして各市町村のお立場からいろいろとご説明いただいたわけですが、今設けていただいた、お話ししていただいたことにつきまして、いろいろのご意見がございました。それらを踏まえて、さらにつけ加える点、あるいはこういうところを質問してみたい、あるいはこういうところはどうか、その辺ご発言いただきたいと、こんなふうに思っております。

どうぞ。

○石平春彦委員 申し訳ありません。言い忘れしました。他の小委員会でやっております、地域自治組織の関係でございます。地域自治組織というよりも今現在は地域協議会ということで論議に上がっているわけでありまして、この点について若干中身というよりも私どもの考え方、このセットということで考えておりますもので、そのこと若干時間をいただきたいと思いますが、つまり私どもは先ほど申し上げたように住民自治の拡充という部分と、それから都市内分権、地域内分権とも言われておりますが、都市内分権というものを十分に考えていかななくてはならないという考え方のもとに、提案をさせていただいております。この地域協議会につきましては新聞等でも報道されておりますように全国的にも私どもは先進的だと思っておりますが、先進的と言われるようなそういうシステムの価値を付加いたしまして、そして提案といいますか調整されたわけがありますが、これは実は上越市議会としての提案がほぼ採用されているのでございます。そこに至る過程の中で私どもは今具体的には旧町村でございますけども分権というものを、非常に大切にしていきたいと、しなければならぬんだということで私どもはこの提案をさせていただいたわけでありまして、一部には地域協議会は、これから地制調の答申があって法律が改正される中身の、いわゆる地方公共団体タイプに匹敵するほどの、代表の選出をすることになっているわけがあります。これは私どもが特に要望をいたしまして都市内の、旧町村の権利、意思を上げていくためのそれなりの明確な代表権を持たせなければならぬということも考えた上でこういう提案をさせていただいたわけでありまして、したがって十分に皆さん方の町村のご意向を市全体の中に反映をさせていくべく、あるいはいけるようにということで私どもがみずからそのことを考えて提案をさせていただいたということも一方ではあるということ、ぜひ皆さんからご理解をいただきたいなとこういうふうに思っているところでございます。この中身につきましては別の小委員会でやっておりますので、その中身には立入りませんけれども、私どもの問題意識といいますか考え方というものはそこに、非常に思い入れを入れて、そして、そのことも踏まえながらこの議員の定数及び任期の取扱いについても十分に慎重な審議の中で提案をさせていただいたということでございますので、その辺についてもぜひご理解をいただきたいとこのように思うところでございます。

以上であります。

○宮腰英武委員長 どうもありがとうございました。

いろいろとご意見がでているわけでございますが、お話の中にその地域の実情の問題、それから住民の声、その中には不安の問題、あるいは期待の問題、いろいろ織りまざっております。また、特例法で認められているんだから、7年3カ月というのをぜひ認めていただきたいということもありますし、地域協議会、自治組織の中でどういうふうにこれを生かしたらいいのかといういろいろのご発言ございました。いろいろとお話がございますので、さらに意見をいただきながら議論してまいりたいと、こんなふうに思っておりますので、ご意見どしどしお出しいただきたい、こんなふうに思っています。どうぞ、お願いします。

どうぞ。

○畑虎夫委員 名立町の畑です。先ほど柿崎の小関委員さんでしょうか、ちょっと発言されたんですが、この記載事項の原案で特例の期間は上越市の場合の議員の残任期間とすると。これは、先ほどもお話もありましたように協議会準備会の中ではこのような文言ではなかったはずでありまして、別にそれは決定事項ではないんですけども、そういうものがどういう形でこういうふうに乗ってくる、このお考えを事務局にお聞きしたいんですが、どうしてこういうふうになるのかということが1点。

それから、上越市の議長さんからもいろいろお話があったわけですが、市民の理解が得られないと。いったって、今度1月、17年1月1日からは名立町も、13町村のみんなが市民です。その人たちがそういうふうに、特例の期間がそこまで認められているんだと。だからせめてその後、例えば、いずれずっと一生末生こういうふうになっていくというわけではないわけですから、特例期間が切れば、

いや応なしに一市でもって定数の選挙をしなけりゃならないこと、これはどこの町民も村民もみんな承知しているわけなんです。

そういうことから考えまして、もう1点は地域協議会というようなお話、その権限が、これは市議会議員と地域協議会の権限が、どの程度だか、かなり分権したような、それが直接市長に物が申せるというような形も言っておりますけど、私はこれは非常に不安。町民も不安です。この3点で、まず事務局からお願いしたいと思いますが。

- 宮腰英武委員長 それでは、ただいまの問題につきまして事務局から説明いただきたいと思います。
- 高橋克尚事務局長 まず、1点目でございます。そのペーパーの右上か左上に解説載っているかと思いますが、これはあくまで幹事会で審議しようとしたわけでございますが、皆さんで意見集約できなかったということを報告させていただくときにこの文案で協議したのですが、まとまりませんでしたという報告をした際の資料です。したがって、これを法定協にお出ししたわけではないと。これも含めて、こういう経緯でまとまりませんでしたというのを報告させていただいたということで資料がついております。

○宮腰英武委員長 よろしいですね。

○畑虎夫委員 はい。

○宮腰英武委員長 ほかにご意見ございませんでしょうか。

どうぞ、丸山委員さん、お願いします。

- 丸山辰五郎委員 最初に編入合併ということをやっていますから、上越市さんは強い発言をされるんだろうと思います。会長も言っておられましたけども、編入合併とはいえ心は対等だと、こうおっしゃっておられました、何回も。今、その心を見せる時期、場所じゃないですか、これが。上越市以外の皆さんは、特例でも認めているんだから7年と3ヶ月を採用してほしい、このように言っているんです。先ほど名立さんも言われましたけども、ほかの町村、議会、あるいは委員挙げて、各町村で話し合っ、それでここへ臨んでるんです。でありますから、心を見せるのはほかにもたくさんありますけど、大概は上越市さんの方に、しなうっていいんでしょうか、そうなっています。上越市がしなえるのは、この場所しかないんじゃないんですか。私はそう思っています。

- 宮腰英武委員長 それでは、いろいろご意見が出ているわけですが、先般の報告事項として賛成意見と反対意見というのがございました。そのまとめ、皆さんからお話いただいたのは大体これに尽きるのかなと、私はそんな思いをするわけですが、その辺でいろいろと論点があるわけですが、この辺から幹事会でどうしてもまとまらなかった、4回やってもまとまらんというようなお話でございます、その賛成意見今上越市さんからもお話ございましたし、検討案に対する反対意見ということにつきましてはそれぞれの町村から今お出ししていただいたわけがあります。どちらも正しい、どちらもそれぞれの正論だと私は思っておりますが、さてここで最終的にある程度歩み寄りをしなきゃならんと。もちろんでございます。しかし、その中でやっぱりこういう点は解決できるんでないかと、あるいはこの辺はどうだろうかというような点につきまして皆様の方でご意見ございましたらどんどん出していただいて、その反対ということ、検討案ということを出してはちょっと問題あるかもしれないけれども、検討案についてやっているわけですから、それについて何かご意見ございましたらお願いしたいと、こんなふうに思っています。

どうぞ。

- 小関信夫委員 柿崎の小関なんですけど、最後に石平議長さんが言われた地域協議会の関係も含めて、地域内分権というか、私もそのとおりだというふうに思うんです。そう思うんですけども、これから今、別の小委員会で自治基本条例や地域協議会の審議もしていると思うんです。それが果たして石平議長が最後に発言された内容を保障するかどうか。一つは自治基本条例は上越市議会で決定する事項ですから、そこら辺も含めてどういった形で合併協議会の記載文案に盛れるかどうか。私は甚だ興味津々で眺めているんですけども、そこら辺にしっかり盛らないと、それができないだろうし、もう一つは周辺地域が寂れないという保障がないんです。それは皆さん持っていると思うんです。昭和 32

年の合併のときと今とは違うとはいえ、私たちがいろいろ視察や独自の勉強したり聞いている中ではなかなか難しいような状況がありますし、そこら辺の問題が整理をされれば、一つは一步前へ歯車がかみ合うというふうに私は思うんですけども、そこら辺が今私たちのこの小委員会と並行してやられているわけですから、そこら辺のことについても私も何も言えないのですけれど、そこら辺しっかりと、そういった内容を条例化していかないとだめだと思うし、地方制度調査会の最終答申の中にあるこの地域協議会というのは、委員の方の講演も聞きましたけれども、いろいろ問題も抱えているけども、やはり初めてそういった問題ができた。それについては評価した講演も聞きましたけども、そういうのはもろもろあるにせよ、やはりそういった内容の条例等が果たして、具体的に私たちが、今言ったこの地域が寂れるとかもろもろの問題も含めて、住民が参加できるような基本条例ができるかどうか、私はかかっていると思うんです。そこら辺がどう保障されるか、出てみないとわかりませんけれども、そんなところが一つは今のこの定数の問題にも絡んだ論点に、私はなるだろうと思うんです。意見で申し訳ございませんが。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

地域協議会、これにつきましてまた 4 時半から行われるわけでございますが、これにつきまして、石平さん、何かあるでしょうか、違う問題で……。

どうぞ。

○石平春彦委員 地域協議会の関係につきましては、法的といいますか、条例的な部分につきましては、事務局の説明の方がよいと思いますので、していただきたいなと思っております。私の方からは、先ほど名指しといいますか、名指しでいろいろ言われましたので、黙っているとそれを認めたということにならんとも限りませんので、申し上げたいと思っております。先ほどの名立さんの、名立町の住民も上越市の住民だと。よく言っていただいたと思います。今のところ私も、旧といいますか、現上越市の市民を代表してございまして、この範囲でしか発言ができません。しかし、名立さんが、名立町の住民も上越市民だというふうにおっしゃいましたので、それなら申し上げさせていただきますが、名立町の住民お一人の価値も、上越市住民お一人の価値も同じなんです。そのこともよく考えていただきたい。一体になるということ的前提にして、名立町の住民の皆さんも上越市の住民の皆さんも、一緒だという考え方をしていただければ、名立町の住民のお一人も上越市の住民のお一人も価値は同じなんです。そういうことから考えれば、上越市全域の、全体では 21 万です。21 万人のお一人お一人の住民の皆さんがみんな平等なんです。そのことを考えて、そこからいろんな物事を、住民自治とはいかにあるべきかということ、本当に掘り下げて考えていくことが、今私も、将来を責任を持つ私どもに課せられた課題ではないのでしょうか。そのことをひとつ申し上げておきたい。

それから、編入合併でも意識は対等だと、こういうふうにおっしゃいました。私はそういう気持ちであるからこそ、合併協議会の委員は人口規模によらずに、みんなで出てきてるんです。そういうことをまず大前提として、そのことを認めた形で出てきているという、いわば意識とか考え方の違いじゃないです。もうシステムとしてそうなっているんです。システムとしてそうなっているのを私たちは認めて出てきているんです。これがどんなに重要なことかということ、ぜひご認識いただきたい。相手の立場にも立ってご認識をいただきたい、こういうふうにいるところでございます。これ以上申し上げません。そういう形の中でお互いに話をしているということも申し上げておきたいとこのように思います。

○宮腰英武委員長 俵木さんとおっしゃいますね。どうぞ。

○俵木達委員 大潟町の俵木です。ただいま皆さんの意見を承るところ、確かに 12 町村の皆様方は 2 度にわたる特例措置というご意見でございました。大潟町は、中ブロック制ということでご提案いたしました。この中ブロック制も少しお考えしていただきたい。もし時間は 2 月中旬にこの決心をすると当初決定してありますので、それも全員の全会一致という方向だということを決定されておりますので、私はきょうこの大潟町の中ブロック案を持ち帰って、各町村の特別委員会なり全員協議会

に諮り、そして判断をしていただきたいと、かように申し上げます。

なお、先ほどの石平議長の発言でございますが、地域審議会につきましては、私は市議員 1 人の数と全く大きな差があると、こう思っております。これらにつきましては確かに地域地域の発展はそこにあるかもわかりませんが、しかし市全体における繁栄は、私はこの議員の定数、そして任期にあると思っております。

以上でございます。

○宮腰英武委員長 それでは、事務局の方でお願いしたいと思えます。

○高橋克尚事務局長 先ほど小関さんの方からの質問等々の、まず条例化がどこまで担保されるかということでございますが、今上越市の例えば男女共同参画の条例等々もそうなのですが、おおむね着手してから 2 年強かけてじっくりやっております。それはどういうことかといいますと、我々上越市の方では市民との協働という観点を十分に取り入れまして、手順的にはまず市民の皆様で素案を練っていただくという過程を踏まえながら、そこに役所として参画するという手順を踏んでおります。したがって、今自治基本条例のそれぞれの小委員会でどういうご議論されているかわかりませんが、自治基本条例につきましてはその作業スケジュール等々もあわせて、どこまでこの小委員会でやるべきかということがご議論されているかというふうに思っております。その審議状況によっては、どこまでという話には当然なろうかと。ただ、いずれにしても条例一つつくるといっても我々上越市の方では手順を踏んで、なおかつパブリックコメント等々市民の参画を期してやっております。したがって、一朝一夕にはできないというのがございます。そのエッセンスがどこまで反映できるかと。これは当然合併協定書なり締結させていただきまして、そこで確認される、あるいは違った形でお約束するというのもございますので、そこは道義的な問題として当然出てまいります。したがって、これがどこまで担保できるかというのはここで条例案までつくるということではなく、それはどういった形でお話し合いをさせていただいて、協議が相なるかということにかかっているのかなというふうに思っています。

○宮腰英武委員長 どうぞ、上野さん、お願いします。

○上野學委員 私 3 号委員なのですが、皆さん先ほど発言されたのは 2 号委員の方ですね。例えば、特例法で認められている 7 年半ですか、それですと結局は無用な混乱とそれから摩擦を少なくするために設けられている法律といいますか、そういうものだと思うんです。あと、今ここに出ての方、各町村は議長さんが多いんですが、自分たちのエゴを言うのであれば、在任特例でいけば全員が当選できるわけです。それをみんな捨てて出てきているわけです。そこを考えると、私は今出ている委員の方々は、議員の方で出ている方々は非常に良識のある方たちで構成されていると思うんです。

石平委員さんをお願いしたいんですが、石平委員さんはいつも最後にちょっと、高圧的といいますか、言葉はやわらかいんですが、非常に無礼な言い方ですが、おどしをかけてると。そういうような言葉尻がはっきり取れるんです。それではやっぱり、私感情的になりましてね。もっとやわらかに意見の交換ができないと思いますんで、どうかそこら辺も、まことに失礼な言い方ですが、もうちょっと、どう言ったらいいんでしょうか、控えて発言していただきたいと思いますと思うんです。私の意見はそういうことです。

○宮腰英武委員長 どうぞ、武田さん。

○武田美紀委員 済みません、3 号議員で出ております三和村の武田と申します。私も先ほど村の考え方として議長さんが申されたとおりなんですけれども、それで皆さんのお話を聞きながら本当に自分自身はどうなのかなと考えますと、将来に向けて住民一人一人大きな市の本当に隔々までの一人一人が、みんなが住民なんだということを考えますと、もしここで本当に上越市の方からご理解がいただけるならば、7 年という法定協の中で認められている期間の中で、これから長く続く将来に向けて時間をかける部分が本当にあってもいいんじゃないかと思っておりますので、ぜひ特例期間を精いっぱい使いながら、本当に遠い一人の住民も議会に寄せる期待というのは強いと思うんです。そこら辺本当になかなか整理がつかなくて、うまく言えないんですけれども、ぜひ本当に同じ市民一人一人だとおっ

しゃるならば、ぜひ特例措置、期間いっぱいを使わせていただきたいと、お願いしたいと思います。

○宮腰英武委員長 じゃ、板倉の見海委員、お願いします。

○見海健太郎委員 板倉の見海ですけれども、先ほどから石平議長の話聞いてますと一方的に市会ではこのような形でこのように取り上げているんだというふうに我々13 町村はちょっと聞こえるわけなんです、先ほどそちらからも話が出たと思いますが、我々は任意合併からずっと7年という言葉でもって話し合いされてきているわけなんです。時たまそういう3年3ヶ月という市会議員の選挙に当たったためにそういうような形をとってきたという形もあるわけですが、先ほどから聞いていますと、10万都市住民のためにという言葉、じゃ、私失礼ですけれどもお聞きしたいのですが、私たちのような小規模自治体における13 町村についてお考えになったことがあるのかどうか、それ私ちょっとお聞きしたいと思っています。おそらくこのまま平行線でいくと思います。きょうは結論出ないと思いますけれど。我々も議長である以上は町へ帰ってまたそれを議論しなければならないわけなんです。それを受け止める気持ちがあるのかなのか、私、石平議長にひとつお願いしたいと思っておるのですが。

○宮腰英武委員長 石平委員さん、どうですか。お願いします。

○石平春彦委員 どういうふうにお答えしたらいいかと思っています。というのは、単に私の申し上げ方が感情を害するような申し上げ方なんだというのであれば私は、もう50年の経験の中でこういう話っぷりしておりますので話をやめるしかないと思っております。

そこで、今おっしゃったように13 町村のことを考えているのかというふうにおっしゃいましたけど、私は皆さん方と同じように、またそれ以上に、それ以上と言うとちょっと語弊がありましょうか、考えております。こういうことはこういう場所で申し上げていいかわからないですけど、性格的なものもおっしゃたんで申し上げますが、私は大島村の出身です。大島村の出身で現在も父は亡くなりましたが、母が住んでおりますし、私の兄が住んでおります。私は大島村からこちらへ出てきて、こちらの方が若干時間が長くなりましたけれども、そういう形のなかでこの中でご存知の方も大分いらっしゃると思うんですけど、私は常に大島村、あるいはその東頸城、頸北の関係は若干経験がないもんでわかりませんけれど、いずれにしても雪深い山村の実態は常に認識をしておりますし、またその考え方から私は今議員になって、議長になってやっておりますけれども、たまたまこういう役柄でやっておりますが、すべて私はそういう原点から物事を進めて議員活動をやっております。したがって、皆さん方と同じくらい13 町村のことを、個々のことはわかりません、気持ちのうえで常に考えておりますし、これは1日も忘れたことはございません。そこから私の活動は始まっております。原点でございます。そのくらいでよろしく願いいたします。

○宮腰英武委員長 どうぞ。

○見海健太郎委員 議長、ありがとうございました。最初からそういう気持ちで私たちにお話いただければ、石平議長って素晴らしいのだなという考えをもったのですが、最初から一方的に何か押さえつけるという感じを受けましたものですから。よくわかりましたですが、きょうは恐らく結論は出ないと思うのですが、事務局であれば、これを今度、どのような形で預かっていくのかひとつお聞きしたいと思いますが。

○宮腰英武委員長 それでは、時間が来ておりますので、この辺で意見の交換を終わりにさせていただきたいと思うんですが、合併の本質は何であるかということ、まず。それから、全体のために自分はどのような立場でどのようにしたらいいのか。やっぱり私は未来志向ということ为先ほどからお話ございましたが、これから10年、20年先上越市はどういうふうにするのか、私はこの3点くらいが私の合併に対する価値観であります。そういう意味で、またきょうのご意見を持ち寄っていただきまして、それぞれの町村のそれぞれの機関でいろいろとまた詰めていただきまして、この次実りのある会議にしたいもんだと、こんなふうに思っております。先ほど大潟町さんのことも含めて、またお考えいただければ大変ありがたいと、こんなふうに思っております。

2 その他

○宮腰英武委員長 それでは、事務局さん、ひとつありましたらお願いします。今後の予定等につきましてお願いします。

○高橋克尚事務局長 いずれにしましても、きょう皆様方ご意見いただきました。それぞれご意見いただいた中で再度皆様方お持ち帰りいただきまして、また整理していただいて、また新たに大瀧さんからは資料も含めた形でご提案があったということで、またご検討いただいて、またご議論いただきたいというふうに思っております。したがって、次回の予定でございますが、先般ご連絡したとおり次回の法定協議会、2月17日、協議会終了後また開催させていただくということですので、それまでに皆様方の市町村でまたご議論いただいた中で、また意見をお出しいただくということをお願いしたいというふうに思っております。

なお、この後4時半からBグループ等々の小委員会が行われますので、ここにつきましては一度席を退席させていただいて、まず係の方から会場の設置等々ございますので、順次会場設置次第またお入りいただきたいというふうに思っております。席札は係の者が移動しますので、そのままお願いします。なお、地域審議会及び地域自治組織（仮称）の取扱いに関する小委員会の方は1階の大ホールで行います。この会場は、新市の施策及び事業に関する小委員会でございますので、よろしく申し上げます。なお、Bグループに該当されない方は、一たん1階ロビーにおりていただきまして、各市町村の担当職員に帰り方等々ご相談いただければというふうに思っております。

事務局から以上でございます。

○宮腰英武委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第2回の小委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

午後4時30分 閉会

上越地域合併協議会小委員会規程第10条において準用する上越地域合併協議会の会議の運営に関する規程第3条第2項の規定により署名する。

委員長 板倉町合併推進委員会会長

浦川原村議会議長

大島村議会議長